

令和5年度決算に基づく 西原町健全化判断比率等の公表

■ 健全化判断比率等の公表について

自治体の財政破たんを未然に防ぐとともに、一定の基準を超過した団体に対して早期に健全化を促すため、平成19年6月に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が制定されました。

この法律では、市町村の財政の状態を判断する四つの指標(①実質赤字比率 ②連結実質赤字比率 ③実質公債費比率 ④将来負担比率 ※以下「健全化判断比率」と表します。)及び公営企業(水道・下水道事業など)の経営状態を示す指標(※以下「資金不足比率」と表します。)が定められ、各市町村は毎年、各指標を公表することとなっています。

■ 西原町の健全化判断比率及び資金不足比率

令和5年度決算に基づく、西原町の健全化判断比率及び資金不足比率は以下の表のとおりで、いずれも早期健全化基準(※用語解説を参照)を下回り、健全な状態であると判断できます。

各指標について、国が示す基準を下回っており問題はありませんでしたが、より一層の行財政改革努力を行い、引き続き健全な財政運営に努めてまいります。

○健全化判断比率

西原町健全化判断比率	令和5年度 (令和4年度)	早期健全化基準	財政再生基準
①実質赤字比率	— (—)	13.86%	20.0%
②連結実質赤字比率	— (—)	18.86%	30.0%
③実質公債費比率	6.6% (6.8%)	25.0%	35.0%
④将来負担比率	9.5% (13.2%)	350.0%	

※①・②とも黒字で、赤字比率は算定されないため「—」表示となっています。

○資金不足比率

会 計 区 分	令和5年度 資金不足比率	経営健全化基準	備 考
西原町水道事業会計	— %	20.0%	※資金不足なし
西原町下水道事業会計	— %		※資金不足なし

※いずれの会計も黒字で、資金不足比率は算定されないため「—」表示となっています。

■ 用語解説

早期健全化基準	基準を超えた場合は、「財政健全化計画」を策定し、自主的かつ計画的に財政の健全化を図らなければなりません。
財政再生基準	基準を超えた場合は、「財政再生計画」を策定し、総務大臣に報告、同意を得て財政の再生を図らなければなりません。
実質赤字比率	一般会計の赤字額の(※)標準財政規模に対する比率です。
連結実質赤字比率	地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率です。
実質公債費比率	一般会計が負担する地方債元利償還金(公債費)の標準財政規模に対する比率です。公営企業に対する繰出金や一部事務組合への負担金のうち、当該公営企業等の元利償還金分として支出した額も加えて算定します。
将来負担比率	対象年度末の地方債残高や退職手当など、一般会計が将来負担すべき負債の標準財政規模に対する比率です。
経営健全化基準	基準を超えた場合は、「経営健全化計画」を策定し、自主的かつ計画的に経営の健全化を図らなければなりません。
資金不足比率	公営企業会計の資金不足額の事業規模(営業収入)に対する比率です。
(※)標準財政規模	地方自治体の標準的な収入(地方税・普通交付税等)で、標準的な行政活動を行うために必要な財政規模を示す指標です。

【 西原町健全化判断比率等の対象イメージ図 】

